

障がい者支援施設等において製作された物品の買入等に係る随意契約の実施に伴う公表

(契約の締結前)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約により契約を締結することとしたので、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）第118条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年2月6日

1 契約を締結する前に公表する事項

(1) 契約の内容

ア 買入れようとする物品又は提供を受けようとする役務

「倉吉春まつり公園詰所管理業務」

イ アの規格及び数量

令和7年3月21日（金）～4月13日（日）

①平日 17：00～22：00

②土曜日及び日曜日 10：00～22：00

打吹公園内の見回り、ごみ拾い、園内放送や拾得物の受取対応等をおこなうもの。

ウ 納入場所又は実施場所 打吹公園管理詰所及び打吹公園周辺

エ 納入時期又は履行期間 令和7年3月21日（金）から令和7年4月13日（日）まで

オ その他 詳細は、別添仕様書のとおり

(2) 契約の相手方の決定方法

(3)の選定基準により一者を契約の相手方の候補者に選定し、その者を契約の相手方に決定する。ただし、その者が見積もった契約の金額その他の理由により、契約の相手方に決定しない場合がある。

(3) 契約の相手方の選定基準 次に掲げる事項に適合する者を候補者とする。

ア 選定の方法 倉吉市内に主たる事務所を置くシルバー人材センターを選定すること。

イ アの方法による理由 地方自治法施行令第167条の2第3号

(4) その他契約の締結に必要な事項

ア 契約の締結の時期（予定） 令和7年2月下旬

イ 問合わせ先

(ア) 経済観光部観光交流課

(イ) 電話 0858-22-8158

ファクシミリ 0858-22-8136

電子メールアドレス tourism@city.kurayoshi.lg.jp

2 契約を締結した後に公表する事項

(1) 契約の相手方 契約を締結した後に公表する。

(2) (1)の者を契約の相手方に決定した理由 同上

(3) その他契約の締結の状況 同上